

令和元年7月8日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和元年7月8日(月)
13時55分～15時05分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第 11号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
議案第 12号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
議案第 13号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件
議案第 14号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 農地パトロール(利用状況調査)による非農地通知について
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 業務報告・予定
3) その他

出席委員 19名

1番 高田 法定	11番 荒木 貞道
2番 宇川 傳治	12番 日光 善治
3番 中島 一朗	13番 三輪 和雄
4番 古村 正夫	14番 大谷 文男
5番 山崎 和英	15番 西尾 信秋
7番 中村 重樹	16番 島倉 博
8番 和田 俊信	17番 水上 俊秀
9番 青島 由弘	18番 杉森 清弘
10番 高藤 孝一	19番 吉江 秀一
	20番 前田 真一郎

欠席委員 6番 田 悟 敏 子

令和元年7月8日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>皆さん、ご苦勞様でございます。時間前ではございますが、予定されている方がお揃いですので始めさせていただきます。皆様には農地パトロールということで、この梅雨時期に大変な所を回っていただきまして、本当にありがとうございます。私も回っておりまして、イノシシが檻に入っている所もありましたので、クマやイノシシ等に出くわさないように、皆様には注意を払っていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。今は梅雨時期で、幸い九州の様な大雨にもなりません、早く梅雨明けをして、今年もまた実りの多い年になればと祈っております。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会7月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は19名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は田悟委員さんです。本日の議事録署名委員を指名いたします。13番の三輪委員さん、14番の大谷委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第11号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第12号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第13号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計4件</p> <p>○議案第14号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、4件の付議議案となっております。それでは議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明させていただきます。お願ひします。</p>
事務局	<p>議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号4番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は4筆で、合計面積は2,993㎡となっております。譲受人が○さん、譲渡人が○○さんです。位置図については1ページから4ページ</p>

	<p>ジをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号4番について、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>調査報告をさせていただきます。受付番号4番の譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇にお住まいの〇〇さんです。位置図の1ページをご覧ください。緑の〇〇さんのお宅の左上の方に、〇〇さんとあります。〇〇さんは〇〇さんの娘さんで、〇〇さんは平成30年にお亡くなりになり、娘さんが2人おられますが、皆さん嫁がれて誰も継がれる方がいないという状態です。〇〇さんは以前から〇〇さんの田んぼを耕作されていたので、〇〇さんから維持できないので買ってほしいとお願いをされまして、今回の申請になりました。申請地は〇〇と〇〇の4筆で合計面積が2,993㎡です。現状は田と畑を作っておられまして、特に状況は変わりません。近辺でも耕作をされており、田んぼや用水などの維持管理を今後〇〇さんが行われます。現地を確認しましたが、特に問題は無いと思われまして、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第11号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第11号については「承認」といたします。続いて、議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第12号の「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号3番は、申請者が〇〇さんです。面積が314㎡で農家住宅及び農機具格納庫兼物置敷地として住宅部分が昭和55年ごろから、農機</p>

	<p>具格納庫兼物置部分が平成5年ごろから違反転用されており、今回転用申請を行おうとするものです。今後、隣の土地で〇〇さんの息子さんか住宅を建築予定であり、調べた結果こちらが違反転用だったということがわかり、今回申請がありました。位置図については、5ページから9ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより、受付番号3番の調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告致します。申請者は〇〇さんで、申請地は〇〇163番地、畑で314㎡です。転用目的は農家住宅及び農機具格納庫兼物置敷地となっております。位置図の5ページをご覧ください。去年、お父様が亡くなられて〇〇さんが相続され、息子さんの住宅を164番地の一部に建てたいと思われて行政書士の所に相談に行ったところ、畑のままになっていたことを初めて知ったそうです。位置図の8ページと9ページをご覧ください。現在の宅地は昭和55年に新築しまして、当時、町内の獅子舞の練習場が手狭になった為、自宅の玄関前の部分と物置を無償で貸すことになったそうです。面積は466㎡です。その玄関前に側溝があり、練習の邪魔になるので南西側に移転されたそうです。それから平成5年頃に、農機具が今までの所に入りきらなくなった為、4番の所に農機具格納庫を新たに建築したそうです。現地は防風林として石垣や生け垣が作ってあります。163の一部にも新たに防風林を設置したいということです。申請地の畑の形がいびつで、耕作を行うには適当な場所では無かったということもあり、無断で転用をしたということです。始末書も提出されており、町内の区長や営農組合の代表理事の同意書も提出されております。隣接する田んぼや用排水等にも問題はございません。以上です。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>この9ページの獅子舞の練習場は今もありますよね。</p>
〇〇委員	<p>練習する時期だけの使用になります。</p>

会長	これは建物が建っているわけではないのですね。
〇〇委員	ないです。玄関前は空地です。2番の所には物置があって、獅子舞の道具を入れてあります。
会長	他に無いようですので、「異議なし」として議案第12号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第12号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第13号の「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第13号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書3ページをご覧ください。</p> <p>受付番号11番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。面積が723㎡で、駐車場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、10ページから14ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号11番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>それでは、報告させていただきます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請地は〇〇1548-3番地、田で面積が723㎡です。転用目的は駐車場です。位置図は13ページをご覧ください。前回4月の総会で1548-1番地を申請しておりました。そして、今回その隣を申請されております。地元の生産組合長さん等の同意書も提出されております。前回も言っておりましたが、1種農地で購入するには既存の面積が足りなかったものですから3分割をして買うことになり、今回が2回目になります。あともう1カ所、1548-4が次に申請が出ると思いますので、またよろしく申し上げます。以上です。</p>

会長	ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、次に受付番号12番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>受付番号12番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。面積が767㎡で、事務所敷地への転用を行おうとするものです。位置図については15ページから20ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号12番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>ご苦労様です。報告させていただきます。譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇の4044番地、田で767㎡です。所有権移転の売買です。転用目的は事務所敷地です。〇〇さんは現在〇〇に在住です。こちらにあるご自宅を5月の連休前に解体されるということで以前から相談を受けておりました。現在〇〇さんの事務所が〇〇さんの土地の横にあります。事務所と従業員駐車場で手狭であるため、〇〇さんのお宅が解体されて更地になっているので、その周りの田んぼも併せて767㎡を売買されました。先に2階建ての事務所を建設してから、古い事務所を解体されるそうです。現在の擁壁の高さに合わせて、〇〇さんの田んぼを土盛りして擁壁を建てるということです。上水については、水道がもう100m手前まで来ていますので、そちらへ接続するまでは井戸を利用します。下水道については公共柵を利用されます。雨水は、土改の指導も受けて、現在の田んぼの部分は村の用水路に流し、宅地の分については道路側の側溝で対応する計画です。同意書については、区長、土改及び土改理事、生産組合、隣接耕作者、本人が委託されている耕作者から出ております。議事録と現在解体された納屋の違反転用の始末書も添付されております。以上、問題は無いと思われまので、どうぞよろしく申し上げます。</p>
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はござい

	ませんか。
会長	無いようですので、次に受付番号13番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>受付番号13番は、譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんで、申請地が〇〇408番2、面積が174㎡の田については所有権移転、譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんで、こちらの申請地が〇〇560番4、面積が288㎡の田については使用貸借権設定となります。2筆の合計面積が462㎡で、農家住宅及び農作業場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については21ページから26ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号13番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>〇〇地区の〇〇です。位置図の22ページをご覧ください。560-4、408-2、560-1、561、408-1になっていますが、現状、ここは1枚の田んぼになっております。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんと〇〇さんです。申請地は〇〇408-2の174㎡と〇〇560-4の288㎡の合計462㎡になります。譲受人の〇〇さんは現在〇〇に在住で、〇〇さんはいずれこちらの方に戻られるそうです。現在、申請地には水稻が耕作されています。位置図の23ページをご覧ください。上に〇〇があり、真ん中の建設省と書いてある所が道路です。この川が青い所まで拡幅されるということと、青い所下の道路も拡幅されます。収用で本宅と車庫が引っかかるということで、今回住宅と農作業場を移築したいということです。白い所はそのまま田んぼとして耕作されます。農業用水も現在は〇〇に沿ってきていますので、拡張された時に用水等の新たな工事も行われると思います。今回、〇〇の改修と市道の拡張ということで、お母様の土地と〇〇さんの田んぼを併せて申請したいということでした。雨水排水については自然の勾配を利用して流し、上下水道も近くに来ているのでそちらを利用されます。あと、2つの町内の自治会長さんと生産組合長、それから土地改良区理事の同意も得ておりますので、どうぞよろしくお願い致します。以上です。</p>

会長	ありがとうございます。ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、次に、受付番号14番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号14番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。面積が548㎡で、一般住宅及び駐車場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については27ページから29ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号14番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>それでは報告させていただきます。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんで〇〇さんのお孫さんです。申請地は〇〇104-1、畑で面積が548㎡です。〇〇さんのお宅は申請地の近くにあります。位置図の27ページをご覧ください。今回、〇〇さんが不在で、〇〇さんの娘さんの〇〇さんにお話を聞いて参りました。〇〇さんは現在寝たきりということで、〇〇さんと〇〇さんが介護をされています。申請地は現在畑になっていて、管理はされているそうです。現在、〇〇さんが〇〇さんのお宅に住まわれて介護をしながらお仕事をされていますが、将来のことを考えて、介護を続けたいということと、独立したいということで、近隣で土地を探されていたのですが、なかなか思うような所が無かったようで、近くのこちらに住宅を建設したいということです。近隣の農地については泥止めや排水路も設置するというので特に問題は無いと思います。住宅排水は公共の下水道を利用されるそうです。隣接耕作者や自治会長の同意も得てありますので、よろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
事務局	補足いたします。一般住宅の富山県の一般基準としましては500㎡以内と決まっておりますが、位置図の29ページにありますように、今回の件は〇〇自治会館の横にございまして、こちらの駐車場として使うと

	<p>ということで、予定地 548 m²の内、125 m²が駐車場敷地で、423 m²が一般住宅敷地として申請されるものです。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として、議案第13号については「承認」としてよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として議案第13号については「承認」といたします。続いて、議案第14号「農用地利用集積計画の制定について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第14号の「農用地利用集積計画の制定について」ご説明いたします。内訳につきましては、5ページの利用権設定集計にありますように、</p> <p>「10年以上」の利用権設定が2件で、面積が15,056 m²であり、新規が1件、更新が1件となっております。</p> <p>「6年以上10年未満」「3年以上6年未満」「1年以上3年未満」はありません。</p> <p>申請の内容は6ページに記載の通りです。これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第14号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは、「異議なし」として、議案第14号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>続いて、協議事項「農地パトロール（利用状況調査）による非農地通知について」事務局より説明していただきます。</p>

<p>事務局次長</p>	<p>はい。それでは、議案書7ページの協議事項をご覧ください。農地パトロール（利用状況調査）による非農地通知についてです。まず方針ですが、本市の農業委員会では、農業委員会法の改正により農地パトロールを実施しており、再生可能な農地か再生困難な農地かを判定しております。その後の対応について、これまでの協議における各委員の意見を踏まえて、以下の通りに実施します。前回の総会において事務局から提案をさせていただきましたが、1番のポイントとなった所は、皆さんがパトロールをして、非農地と判断された所の所有者に通知を送るという流れの中で、非農地通知を送った時点で、その方の農地が農地台帳から除外される手続きになるというお話をしました。そこで、皆さんのご意見では、所有者の意向を無視して、そういう手続きを踏んでよいのかということ。もう1点が、この農地パトロールから非農地通知までの手続きの過程も、市民に対して周知するべきではないかということでした。その2点を踏まえて、もう1ヶ月お時間を頂いて、事務局で本市の農業委員会として今後どのように取り組んでいけば良いかを考え、作成しましたものが2番の非農地通知までの流れの内容であります。まず、利用状況調査の周知ということで、この取り組みをしっかりと周知してほしいという意見に対して、こちらの内容は資料の1に書いてありますのでご覧ください。続いて②農業委員による利用状況調査は、現在皆さんに3年以上休耕している農地を農業委員3人のグループで調査し、再生が可能か困難な農地かを確認していただいています。今回、協議していただきたいものは③になります。農業委員会から土地所有者へお知らせ文の送付ということで、再生困難な農地と判断された所有者に対して、期限を設けて、非農地として手続きを進めていく旨を知らせるということを書かせていただきました。前回の総会で、知らない所有者に対していきなり通知をするのではなく、まず取り組みの主旨や流れ、調査結果等をお知らせするべきではないかということで、③を検討させていただきました。資料2-①、②の内容になります。確認野帳で3年間休耕になっている農地を対象に再生可能か再生困難かを確認しているということをお知らせした上で、下線部の貴殿が想定している農地の現状と相違がございましたら農業委員会事務局までご連絡を下さいということで、ご本人が思っていた土地と違う場合もあるのではというご意見もありましたので、所有者の方に一旦お知らせをする手続きを踏みたいと考えております。判断ではなく確認をしたという形で、想定している土地と相違があれば事務局へご連絡をお願いしますと、期限を決めてこのようなお知らせ文を送付させていただきたいと思っております。ここまで</p>
--------------	---

	<p>が、前回の総会での皆様のご意見をまとめたものとなっております。④からは、事務局から提案させていただきたいものになります。お知らせ文を送付後、ご連絡があった場合は、事務局が個別に連絡を取り合っ、再調査をして間違いが無いようにしっかりと確認をするということになります。ご連絡が無い場合は、農業委員が2人1組で土地所有者を訪問し、お知らせ文の主旨を説明した上で、非農地通知書と登記申請書を農業委員さんから所有者の方に直接渡していただけないかと思っております。渡していただきたい書類は、資料3-①から3-⑤で、問題は資料3-⑤になります。ご本人が、お知らせ文を見られて連絡をしなかったという場合ですが、これは押印だけして登記をして下さいというような書類になりますので、この書類をいきなり事務局から郵送するのは少し乱暴ではないかと考え、農業委員さん2人1組で所有者さんの方へ、この主旨を書いた文章と非農地通知書と登記の申請書を持って行っていただいて、一度直接会って渡していただくことをお願いできないかと思っております。もちろんこれは非農地にしますと強制をすることもなく、直接ご本人に伝えていただいた上で書類を渡していただき、ご本人に納得いただいた上で登記をしていただけないかと考えました。⑤は、農業委員さんからの状況結果を総会で報告していただくということにしたいと思っております。⑥で、それを私達の方から県、市の各関係課、法務局等へのやり取りを行います。最終的に⑦の農地台帳の整備、土地所有者や関係者へ通知をするという形で台帳から除外するという手続きになります。こちらの案を協議させていただきたく、作成しました。資料は事前に送付させていただきました。よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>今ほど、事務局より説明がありましたが、事前に資料が送付されていたので、皆さんご確認されていたと思います。それを含めまして、皆さん、ご意見等がございましたら、お聞かせください。</p>
〇〇委員	<p>これは一切費用が掛からないということですか。</p>
事務局次長	<p>登記費用は、この書類を持って行ってもらえば無料です。</p>
〇〇委員	<p>連絡が無い場合は、いろいろな場合があると思いますが、予想されるのは、土地所有者の方がここにおられないとか、施設に入っておられて連絡ができないということが考えられますが、その場合は、探して会いに行かないといけないのですか。</p>

<p>事務局長</p>	<p>前回からお話をしていますが、基本的に富山県内の農業委員会ではまだこのように非農地と判断したものに通知を出して除外をしていくというように進めている市町村はまだあまりございません。しかし、これまでやってきたせつかくの成果を活かす方向で進めていこうということで、今回このような流れを作りました。案内をしてリアクションがある方についてはいろんな対応ができます。非農地化を承知される方、内容について不承知の方、それについては個別にお話をして整えていきます。リアクションの無い方ですが、一方的に送るのも少し乱暴なので、これは皆さんにご足労いただかないといけないのですが、地区を問わず、1人で行くというのも荷が重いので、2人1組で持参して、話しをして、こういった内容を伝えていただいて、このような登記の申請書もあるので、法務局へ持って行っていただければ地目の変更もできるということ伝えていただきたい。更に、今言われたように、行ってみたけど空き家でわからなかった、どこかの施設に入っておられるといったことになると、探してお話をしてもわかっていただけるかどうかということもありますので、そのような状況がわかった段階で、もう一度考えたいと思います。発送をしたことにするのか、一旦保留にして経過を見て、その後の流れの中で処理をしていくことになるかもしれません。近所の方に聞いてもどなたかわからないというような方については、追跡しようがないので、基本的には保留にしていこうと思います。100%完璧ではありませんが、少なくとも承知してくれる方、あるいは持参をして説明できる方を対象にして今回の成果を活かしていき、どうしても連絡がとれない方については、まだこの場で結論は出せないと思いますので、個別に対応を考えていきます。通知書を送るだけでは、物事だけが勝手に進んで、課税が変わったり、台帳から消えたりとか、一方的に行うのはどうかと思う所がありますので、概ねはこういう流れで進めながら、経過を見ていきたいと考えております。訪問した先でいろんなことが起こるかもしれません。ただ、農業委員が面談をしながら説明をするというプロセスを踏んで進めていこうというのが今回の提案であります。そこを踏まえて方針を決めていただきたいと思います。連絡の取れない方、施設に入っておられる方については別途考慮していきたいと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>局長から説明がありましたが、農業委員が直接回らないといけないということですが、このような流れでよろしいでしょうか。</p>

事務局長	もう1点、今回のことはこれが最終形ではないと思っていますので、まずは平成29年度に調査を行った約45件について送付し、それから平成30年度、令和元年度と、ご相談をしながら効率の良いやり方や、改善をしながら行っていけばよいかと思います。まずはスタートする際のやり方としてご協力をしていただければと思います。
〇〇委員	農業委員が2人1組で行くということですが、事務局からも1人行っていただけたらと思いますが。
事務局長	私どもが行くとなると、時間が制限されて、また不自由な所が出てくると思いますので、まずはお2人で、例えば日中だとかご都合の良い時間で一度行っていただき、問題等があればご連絡をいただいて、補助をしていきたいと思っています。
〇〇委員	登記申請書を渡して、押印していただいて、郵送していただくか、砺波の法務局まで行って下さいと言えばよろしいのでしょうか。
〇〇委員	固定資産税が安くなるとか、転用をしなくて済むといったメリットをアピールすればよいのでは。
事務局長	1番は非農地通知、利用状況調査の周知ですが、何で勝手にこんな事をするのかということと言われる方もおられると思いますので、私達も皆さんが行かれる前に、農協にもお手伝いをしていただいて、チラシ等も使いながら、こういう理由でこういう趣旨でこういう活動をしているということを周知していこうと思っています。ある程度農業に携わっている方達に周知した上で、この書類を持って行っていただける環境を作らないといけないと思っています。そして、農業委員の方からもご説明していただいて、これまで調べた結果を伝えてほしいと思います。そこから出るいろいろな問題はありますので、その方と事務局でお話をして、1件ずつ解決していかなければならないと思っています。
〇〇委員	今後の予定はどうなりますか。広報とかも含めて、実際にお知らせを出すのはいつを想定しておられますか。
事務局長	本日の話を踏まえて、平成29年度の分については今年度中にやりたいと思っています。期限を設けて発送をし、期限までに連絡がなければ

	訪問していただかないといけなくなりますので、逆算をして、発送をしたいと思っています。農繁期が終わって、雪が降る前に回っていただける時期を想定して、発送時期を決めるということで考えております。
〇〇委員	周知をすることに対しては、JAの座談会と書いてありますが、具体的にはどのようなことをしたらよいですか。
事務局長	平成29年度から行われていることですので、周知をしていたつもりでしたが、まだ徹底されておりました。農協と話をしながら、いろいろな機会でチラシを使うなどして、農業委員の方も会合に出席されていたら、こんなことをしているということをぜひ広めてほしいと思います。今から更に強化をしていくということで、更に徹底して周知をして、案内が届いても、そういえばそんなことを言っていたなと思われるような環境にできるだけ近づけたいと思います。
事務局次長	私どももチラシを配布したりするので、皆さんもJAの座談会などにご出席されると思いますので、説明をしていただけたらと思っております。
〇〇委員	今までチラシは出していないですね。
事務局	チラシを出したことはありません。
〇〇委員	登記の話をする、詳しいことも聞かれると思います。経験も無いと思うので、そういった場合はどうすればよいですか。
事務局長	登記の心配まではいらないと思います。
〇〇委員	登記をする前に情報を教えて下さいと言われると思います。無料だということですが、行政書士に相談すればいいのか、そのまま法務局に行けばいいのか等、いろいろ聞かれると思いますので、そういった時のマニュアルがあれば。それとも農業委員会に聞いて下さいと言うだけでいいのか。明確にしていきたいと思います。
〇〇委員	勉強しないといけないですね。

事務局次長	資料3—③で、なるべくわかりやすくと思い作成したものがありますが、詳しくは農業委員会に問い合わせただければ。
〇〇委員	先ほどの座談会の話ですが、私も地区の座談会に行っておりますが、全地区に行って説明をということですか。
〇〇委員	自分の地区しか行っていませんよね。うちは非農地が無いですが。
〇〇委員	2年前に〇〇地区にも非農地があった時、私は〇〇地区を全部回りました。
事務局長	早急に事務局でチラシを準備しますので、各地区の座談会等で周知をしていただきたいと思います。特に中山間の地域については、この活動の周知を図っていただくようお願い致します。
〇〇委員	夏の座談会や生産組合長会議の時にそういう活動をしていただいたらいいと思います。
事務局長	イベントの告知ではありませんが、いろんな機会アプローチした方がいいと思いますので、座談会等農業者が集まる所でお話していただけたらと思います。農業者の方が集まれる所で周知を行っていくことが大事だと思います。まず、平成29年度分を今年やりたいと思っています。その結果を考慮して、また次年度に生かしていきたいと思ます。
会長	皆さん、この流れでよろしいですか。
全委員	はい。
会長	はい。それでは、「承認」ということで。
事務局長	あとは、スケジュール的にどうしていくかについて、次回またご案内いたします。
会長	お願いいたします。それでは次に、報告事項について事務局より説明させていただきます。

事務局	<p>報告事項説明</p> <p>1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>2) 業務報告・予定</p> <p>3) その他連絡事項</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件についてであります。ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>それでは特に無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。</p> <p>閉会の挨拶を〇〇職務代理よりお願いします。</p>
職務代理	<p>皆さん、ご苦労様でした。先ほど会長からも言われましたが、農地パトロールも大変忙しい時期で、私達も道も無いような所へ行ってきました。イノシシもいて、用水関係がほとんどダメな状態でした。皆さんも気を付けてパトロールを行ってください。また、18日からは視察研修ですので、怪我の無いよう気を付けて頑張ってくださいと思います。本日はどうもご苦労様でした。</p>
	<p>— 7月総会終了—</p>

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和元年 7 月 8 日

会長 高 田 法 定

議事録署名委員 1 3 番 三 輪 和 雄

1 4 番 大 谷 文 男